

## 石垣市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成に資することを目的として設置する放課後児童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理等を行う指定管理者の候補者を次のとおり募集する。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 石垣小学校放課後児童クラブ

- ・所在地 : 石垣市字石垣204番地(石垣小学校プール下の建物)
- ・建物構造 : 鉄筋コンクリート造 2階建(1階部分)
- ・施設内容 : 放課後児童クラブ室、事務室、収納庫、キッチン【床面積 315.00 m<sup>2</sup>】
- ・建築予定日 : 令和6年2月28日

### 2 指定管理者が行う管理等の基準

(1) 地方自治法(以下「法」という。)、石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)、石垣市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)、石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。)及び本要項等の規定に従って、児童クラブの管理等を行わなければならない。

(2) 管理等の基準に関する詳細・目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例、施行規則及び基準条例に基づき、その業務を行うものとする。

なお、業務内容の詳細及び履行方法に関しては、指定管理者業務仕様書として別に定める。

### 4 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

### 5 利用料金(保育料等)に関する事項

(1) 石垣小学校放課後児童クラブは、法第244条の2第8項に定める利用料金制度を適用する。

- (2) 利用料金の額を定めようとするときは、条例第10条第2項に規定する額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

## 6 指定管理料

指定管理料は、人件費、施設の修繕費（大規模修繕を除く。）、事務費等であり、【別紙】指定管理料（目安金額）に示した額を目安とし、毎年度の市の予算の範囲内において決定した額を支払うものとする。原則として増額は行わない。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合は、この限りでない。

## 7 指定管理料の精算

指定管理料に含まれる修繕費（大規模修繕を除く。）について剰余金が生じた場合は、原則、市に返納するものとする。また、放課後児童健全育成事業に係る経費について剰余金が生じた場合については、市と指定管理者の協議のうえ、必要に応じて市に返納するものとする。

## 8 応募者の資格

- (1) 石垣市内に主たる事業所を有するか又は設置する予定であること
- (2) 納付すべき市税等（消費税及び地方消費税を含む。）の税金を滞納していないこと
- (3) 労働保険及び社会保険に加入していること（加入が義務付けられている団体の場合）
- (4) 当該施設の運営管理に必要不可欠な資格等を有していること
- (5) 会社更生法、民事再生法及び破産法による更生、再生及び破産手続き中でないこと
- (6) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと
- (7) 本市又は他の地方公共団体から2年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の取消処分を受けていないこと
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、石垣市における入札参加を制限されていないこと
- (9) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと
- (10) 沖縄県暴力団排除条例及び石垣市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等でないこと

## 9 応募書類

指定管理者の指定を受けようとする事業者は、条例第14条及び施行規則第9条に基づき、次に掲げる書類を、提出期間内に提出すること。また応募に際して必要となる費用はすべて応募者の負担とする。

書類は原則A4縦型とし、A3の場合は折込み、ファイルに綴ること。

また、提出に際して、書類を①から⑧の順に整理し、書類毎に番号のインデックスを貼付、書類の①から⑧の書類全てに頁を記載（書類の中央下に連番で記載）すること。

### (1) 提出書類

- ① 石垣市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書【様式第2号】
- ② 管理運営事業計画書【様式第2-1号】
- ③ 登記事項証明書（法人の場合）、代表者の身分証明書（法人以外の団体の場合）
- ④ 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書面
- ⑤ 市町村税、都道府県税、国税等の滞納がないことを証明する書面
  - (ア) 義務履行証明書
  - (イ) 所得税確定申告書又は法人税確定申告書の写し（別表1, 4, 5の1, 5の2, 7, 16）（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
  - (ウ) その他、税等の滞納がないことを証明する書面
- ⑥ 放課後児童クラブの施設の管理に係る収支予算書【様式第2-2号】
- ⑦ 法人等の経営状況を証明する書面
  - (ア) 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面
  - (イ) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面
  - (ウ) 事業年度の収支予算書及び事業計画書
  - (エ) 事業報告書（作成している場合のみ）
  - (オ) 法人等の役員名簿
  - (カ) 組織に関する事項について記載した書面（団体概要書【様式第2-3号】）又はこれらに類する書面
- ⑧ その他市長が必要と定める書類
  - (ア) 職員配置計画【様式第2-4号】
  - (イ) 職員に放課後児童支援員がいる場合は、その認定資格研修修了証の写し
  - (ウ) 任意団体（自治会等）においては、指定管理者となることについて、会員の了承を受けたことを証する書類（総会議事録等）。

※各種証明書については、応募日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

## 10 応募書類の提出について

### (1) 提出期間

令和5年9月28日(木)～令和5年10月27日(金)(土日祝日を除く。)

時間：9時～17時まで(ただし、12時～13時を除く。)

### (2) 提出場所

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

電話 0980-82-1704

### (3) 提出部数 正本1部とする。

提出に際しては、事前に電話連絡の上、提出場所に直接持参すること。

提出書類に不備がある場合は、訂正後、提出期間までに提出すること。

提出された書類は返却しない。

## 11 募集に関する事項

### (1) 公募説明会の申込及び開催

応募方法、提出書類などについての説明会を次の日程で開催する。

参加する団体は、公募説明会参加申込書【様式第3号】へ必要事項を記入し、メールにて提出すること。

申込期間 令和5年9月28日(木)～令和5年10月6日(金) 17時まで

提出先メールアドレス E-mail: jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

開催日時 令和5年10月11日(水) 10時から1時間程度

開催場所 石垣市役所2階 大会議室2

参加人数は各団体2人以下とする。

### (2) 募集に関する質問の受付及び回答

質問がある団体は、質問の趣旨を簡潔にまとめ、質問書【様式第4号】に記載し、メールにて提出すること。電話や口頭等による質問は受け付けない。

質問への回答は、質問書及び公募説明会参加申込書【様式第3号】を提出した団体へ随時メールにて回答。質問者に関する公表は行わない。

受付及び回答期間 令和5年9月28日(木)～令和5年10月18日(水)

提出先メールアドレス E-mail: jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

### (3) 参加意思表示

応募を希望する団体は、応募書類提出前にあらかじめ公募に参加する意思を表明し、応募資格を有することを誓約すること。参加意思表示【様式第5号】の提出がない者については、応募ができないものとする。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

提出期間 令和5年9月28日（木）～令和5年10月20日（金）17時まで  
提出場所 石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課  
提出に際しては、事前に電話連絡の上、提出場所に直接持参すること。

## 1.2 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、条例第15条の規定等に基づく基準により総合的に高い評価を受けた応募者を、指定管理者候補者として選定する。

### (1) 審査及び選定方法

#### ① 資格審査（書類審査）

応募関係書類の提出後、応募者の資格を満たしているかどうか審査を行う。

#### ② 書類審査及びプレゼンテーション審査

石垣市指定管理者選定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開き、選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

応募者が2団体以上の場合

(ア) 各委員は、評価基準表に示す項目ごとに採点を行う。委員全員の採点結果を集計し、合計点数が募集要項に示す基準点（基準割合）を満たしている団体について、点数が高い順に順位を付け、第1位の団体を候補者に選定する。また、第2位の団体を次点候補者に選定する。

(イ) 上記(ア)において、合計点が同数となり第1位の団体が複数となった場合は、委員全員による無記名の投票によって選定する。投票の結果も同得票となり決しない場合は、選定委員会委員長が候補者及び次点候補者を決する。

応募が1団体のみの場合

(ウ) 各委員は、評価基準表に示す項目ごとに採点を行う。委員全員の採点結果を集計し、合計点数が募集要項に示す基準点（基準割合）を満たしている場合は、各委員の合意をもって候補者に選定する。

#### ③ プレゼンテーション審査の日程 令和5年11月上旬

#### ④ 次点候補者の取扱い

上記②で選定された候補者が選定を取り消された場合や、候補者側から辞退の申し出があった場合は、次点候補者を候補者とする。

## (2) 審査項目

条例第15条の規定等に基づき、応募書類の添付書類の管理運営事業計画書【様式第2-1号】に示した内容等を審査する。

## 1.3 選定結果通知

選定委員会において審査された団体には、諸定の手続きを経て、速やかに文書にて選定結果を通知する。なお、選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 1.4 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、条例第15条の規定に基づき、議会議決を経た後、指定管理者として指定する。

指定管理者として指定された団体は、条例第16条の規定に基づき、協定を締結するものとする。

## 1.5 応募に当たっての留意事項

(1) 次の要件に該当する応募は無効とする。

- ① 応募書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについては、プレゼンテーション審査の際に訂正を認める。）。
- ② 応募書類に虚偽又は不正があった場合。
- ③ その他不正な行為があった場合。

(2) 本市が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

(3) 応募書類の提出後辞退を申し出る場合は、辞退届【様式第7号】を提出すること。

(4) 応募にかかる費用は全て応募者の負担とする。

(5) 本応募に係る情報公開請求があった場合は、石垣市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(6) 選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合、失格になることがある。

## 1.6 指定後の手続き

### (1) 協定の締結

#### ① 基本協定及び年度協定

指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理について、指定管理者と協定の締結を行うが、原則として、指定期間全般における基本的な事項を定める基本協定と、年度ごとの指定管理料や事業実施に係る事項等を定める年度協定を締結する。なお、PFI法の適用を受けて実施した事業等であって、これに基づき作成された契約は協定とみなすことができるものとする。

#### ② 基本協定で規定する主な事項

- (ア) 総則的事項
- (イ) 業務の範囲と管理の基準に関する事項
- (ロ) 業務の実施に関する事項
- (ハ) 備品等の取扱いに関する事項
- (ニ) 事業報告に関する事項
- (ホ) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (ヘ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (コ) 指定の取り消しに関する事項
- (ク) 指定期間の終了に関する事項

#### ③年度協定で規定する主な事項

- (ア) 指定管理料の額
- (イ) 指定管理料の支払方法
- (ロ) 施設の管理目標

#### ④協定の改定

協定で定めた事項については、次に掲げる特別の事情がある場合に限り、指定管理者と協議し、協定を改定することができる。

- (ア) 指定管理料の額が変更になった場合
- (イ) 利用料金に関し、設置条例の規定を改正する場合
- (ロ) 開館時間、休館日等の管理基準に関し、設置条例の規定を改正する場合
- (ハ) 施設の一部を新設又は廃止する場合
- (ニ) その他管理を行ううえで重大な変更があった場合

### (2) 施設の管理運営に対する総合評価等への対応

当該施設が石垣市指定管理運営外部評価委員会設置要綱の規定に基づく評価対象となった場合は、現地視察やその他運営等に係る質疑応答の対応をしなければならない。

## 17 スケジュール一覧

項目	期日	備考
公募説明会申込期間	令和5年9月28日(木) ～ 令和5年10月6日(金)	メールにて提出
公募説明会開催日	令和5年10月11日(水) 10時	場所：市役所2階 大会議室2
募集に関する質問受付及び 回答期間	令和5年9月28日(木) ～ 令和5年10月18日(水)	メールにて受付 及び回答
参加意思表示提出期間	令和5年9月28日(木) ～ 令和5年10月20日(金) 17時	直接持参
応募書類提出期間	令和5年9月28日(木) ～ 令和5年10月27日(金) 17時	直接持参
プレゼンテーション審査日	令和5年11月上旬	後日案内

## 18 問い合わせ先

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

電話 0980-82-1704

メールアドレス E-mail: [jidou@city.ishigaki.okinawa.jp](mailto:jidou@city.ishigaki.okinawa.jp)